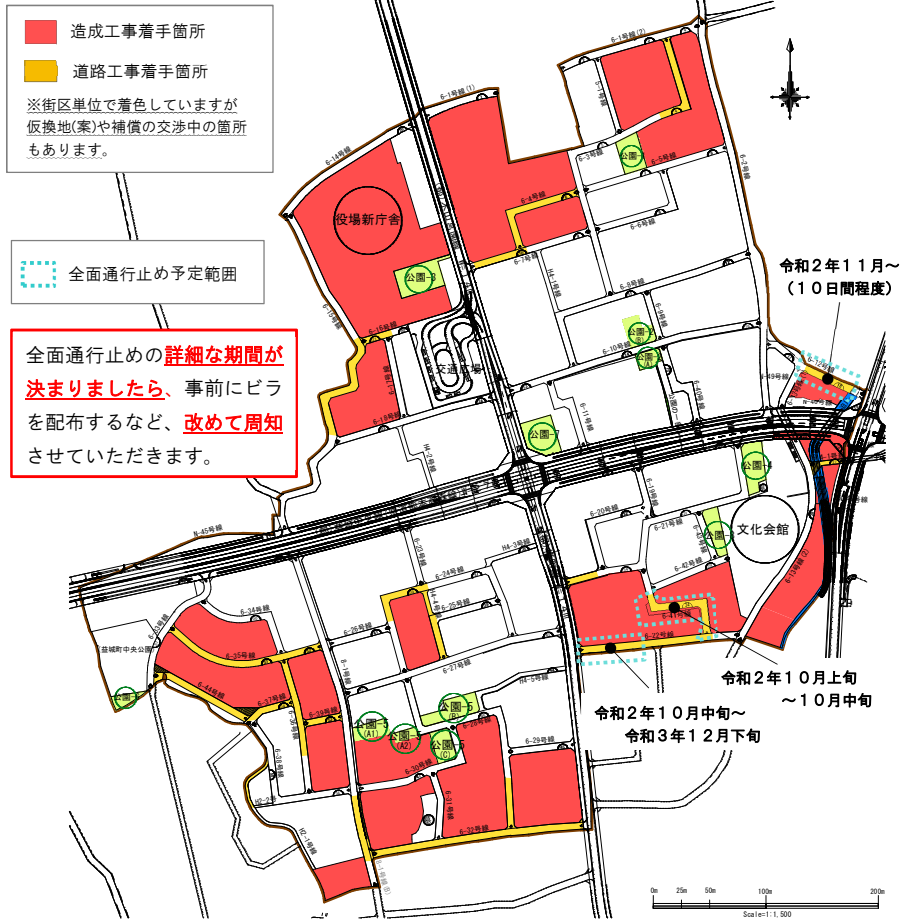


6. 工事のお知らせ

現在、以下の着色箇所の宅地造成及び道路工事を実施しています。工事期間中は、道路が通行できないなどで地域の皆様へご迷惑をおかけするかとありますが、できる限りの安全対策等に努めて参りますのでご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

なお、現在工事に着手している箇所と**全面通行止めを予定している範囲**は次の通りです。



◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関するお問い合わせ先

◆お問い合わせ先

〒861-2295 上益城郡益城町木山594 益城町役場 仮設庁舎2F
益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930 (直通)
〒861-2211 上益城郡益城町大字福原790
熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 電話：096-234-7314 (直通)

◆ホームページ

【益城町】 <https://www.town.mashiki.lg.jp/>
【熊本県】 <https://www.pref.kumamoto.jp/>

区画整理だより



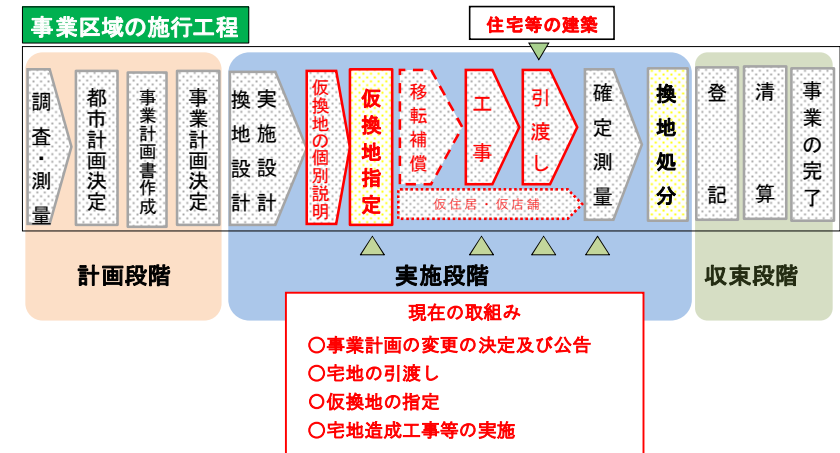
日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

この度の新型コロナウイルスの感染拡大や令和2年7月豪雨災害により、様々な影響を受けている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本事業では7月1日に開催された土地区画整理審議会を経て、第4期仮換地指定を行うことができました。また工事につきましても、準備が整ったところから工事に着手しており、造成工事等が完了した宅地では、権利者の皆様に順次引渡しを行っています。

引き続き1日でも早く宅地の引渡しができるよう努めて参ります。

1. 土地区画整理事業の現在の取組みについて



■事業計画の変更の決定及び公告について

宮園地区の公園及び公民館敷地の配置変更や、道路線形の変更についての事業計画変更(案)につきまして、国の認可を受け事業計画の変更を決定し、公告を行いました。詳しくは2ページに記載しています。

■宅地の引渡し

現在、造成工事等が完了した宅地では、権利者の皆様に順次引渡しを行っています。詳しくは2ページに記載しています。

■仮換地の指定について

仮換地(案)に同意を得られた街区等から、土地区画整理審議会に諮問し、第4期の仮換地指定を行いました。引き続き第5期以降の仮換地指定に向けて関係権利者の皆様と協議・調整を進めて参ります。

詳しくは3ページに記載しています。

■宅地造成工事等の実施

現在、補償交渉及び宅地造成協議が完了した所から宅地造成及び隣接道路等の工事に着手しています。工事実施範囲について、詳しくは4ページに記載しています。

2. 事業計画の変更の決定及び公告について

この度、6月から7月にかけて権利者の皆様に説明させていただきました事業計画変更(案)につきまして、9月1日付けで国の認可を受け、9月23日に事業計画の変更の決定及び公告を行いました。

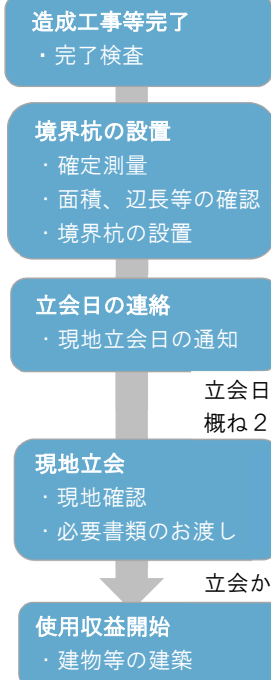
個別にて説明させていただきましたとおり、今後の公共施設(道路や公園等)の配置計画や仮換地(案)につきましては、今回変更した事業計画を基に進めて参ります。



3. 宅地の引渡しについて

造成工事等が完了した宅地では、権利者の皆様に順次引渡しを行っています。引渡しにつきましては、工事の進捗状況に合わせ、担当職員から権利者の皆様へ事前にご連絡を差し上げています。また、引渡しの前には、現地立会により皆様に現地を確認して頂き、引渡し(使用収益開始)に必要な書類をお渡しするとともに、ガイドブックにより今後の手続きについて説明させていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

■宅地の引渡しに向けた流れ



引渡し完了箇所の写真

※流れは参考ですので、全ての宅地に該当するわけではありません。

4. 仮設店舗の開設について

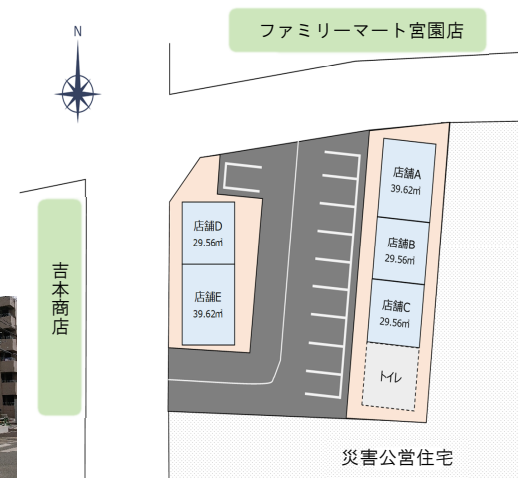
熊本県と益城町では、土地区画整理事業の実施に伴い、事業所の再築等で一時的に営業する場がない方などを対象に、営業を継続していただけるよう、災害公営住宅(市ノ後第2団地)の北側隣接地に仮設店舗を開設いたしました。

現在、造成工事等に伴い移転が必要となった方に対して入居等の案内を実施しています。

一時的な店舗ではございますが、この店舗の開設を通じて事業者の皆様の営業の継続や、町のにぎわいの創出にお役に立てればと考えています。



仮設店舗の完成写真



仮設店舗レイアウト概要図

5. 第4期仮換地指定について

令和2年7月1日、益城町役場において第8回土地区画整理審議会を開催し、第4期仮換地指定(案)について審議いただきました。審議会での答申を踏まえ、第4期仮換地指定を行った箇所は、右図のとおりです。

指定後は、仮換地指定の通知を対象権利者の方へ持参し、通知内容と今後のスケジュールについて説明させていただきます。お願ひしております。

引き続き第5期以降の仮換地指定に向けて、権利者の皆様との調整を丁寧かつ迅速に進めて参ります。

